令和7年度 子育て支援プラン 詳細Ver.

NO	区分	支援事業名	対象者	支援内容	担当課	連絡先
	<u> </u>	育児支援手当	保育園等に通っていない、小学校入学前の	■手当額	こども笑顔課	0868-66-1618
2 f	制度		お子さんを自宅で養育する保護者 3人以上のお子さんがいる家庭	お子さん1人当たり月額10,000円 3人目以降の末子が義務教育を終了するまでの間、水道の基本料金を助成します。	こども笑顔課	0868-66-1618
2	עונייןיי	対策生活支援)	□ハ◇┸v/い」C/U//いる豕燵	■助成額	ここ 0大阪味	10000-00-1018
	t uri-	ロウイル		例)1,650円×12か月=19,800円		00/0///1/10
3 1	制度	児童手当	高校卒業までの児童を養育する方	■手当額 <令和6年10月から>	こども笑顔課	0868-66-1618
				児童の年齢		
				3歳未満 15,000円(第3子以降30,000円) 3歳以上から高校生まで 10,000円(第3子以降30,000円)		
				※所得制限なし		
				■支給時期 <令和6年10月から>		
				毎年4月、6月、8月、10月、12月、2月(それぞれの前2月分までの手当を支給)		
4 f				- 医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、医療費自己負担分について助成します。	保険年金課	0868-66-1115
5 f	制度	児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日まるの間にある旧意(際がい間の場合は20		こども笑顔課	0868-66-1618
			での間にある児童(障がい児の場合は20 歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を	父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の 状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること		
			一にする父又は養育する者	※所得要件等があります。		
6 f	制度	ひとり親家庭等医療費 助成	ひとり親家庭の親および 18歳未満の子	医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、医療費自己負担分についてその一部を 助成します。	保険年金課	0868-66-1115
7 1	施設	美咲町子育て世代包括	妊娠・出産・子育て中の方	妊娠、出産、子育てについての総合相談窓口です	健康推進課	0868-66-1195
		支援センター「たんぽ ぽ」		妊娠中の不安を解消し、安心して出産を迎えられるよう妊婦相談、出産後は赤ちゃん 訪問や育児相談も実施していますので、お気軽にお声がけください。		
8 f	 制度	_			 健康推進課	0868-66-1195
			でいる保護者	作業療法士・心理士・言語聴覚士が保育士とともに相談を行っています。		
9 ह	制度		■対象者 妊娠している方	妊娠中の方・子育て世帯が安心して出産・子育て出来るよう経済的負担の軽減を図る ため、妊婦のための支援給付金を支給します。	健康推進課	0868-66-1195
		317	XTAIL C V · SO)	【妊婦のための支援給付(1回目)】		
				妊婦給付認定後 5万円 【妊婦のための支援給付(2回目)】		
				妊娠しているこどもの人数の届出後 5万円(妊娠しているこどもの人数×5万円)		
				※流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療		
10	生	不忧 不充亡沙走事中	町内に土根のジャクもおります。	機関等において確認された日以降に届け出ることができます。	/apst#\#≡#	0060 (6 1105
10	心场		町内に夫婦のどちらかが住所を有してい る(事実婚の場合は夫婦両方)	保険適用外の不妊及び不育症の治療を受けた場合に治療費の一部を助成します。 ■助成額	健康推進課	0868-66-1195
			The second secon	治療に要した額の2分の1 ただし、1年あたりの限度額は次のとおり。		
				特定不妊治療 30万円 男性不妊治療 10万円		
				不育症治療 30万円		
				■助成期間等 初回助成年度から5年間		
				か回め成年度が55年间 1対象者あたりの上限:特定不妊治療、不育症治療 各最大150万円		
				男性不妊治療 最大50万円		
11 f	制度	出産祝金	次のすべての要件を満たす方	■申請期限	こども笑顔課	0868-66-1618
			1.出産日に美咲町に住所がある 2.1年以上実際に居住している	対象となる日から1か月 ■祝金		
			3.これからも住み続ける意思のある父母	第1子: 3万円		
				第2子:5万円 第3子以降:10万円		
12 f	制度	産後ケア	 産後1年以内の母子		 健康推進課	0868-66-1195
12	XIE4	(王汉 / /	た以「十 小「JV/丹 J	できます。	(大)水,1年/生)水	10000 00 1195
				■期間		
				宿泊 6泊7日まで 通所 7日まで		
				■対象医療機関		
				赤堀クリニック 0868-24-1212 福田産婦人科 0868-23-1177		
				≪通所利用のみ≫		
				落合病院		
10 4	生儿中	出産育児一時金支給	国民健康保険の被保険者(妊婦)		但除生会 無	0060 66 1115
13	心之	山连月元一时亚义和	国民健康体员仍依体员有(妊婦)	出産時(産科医療補償制度対象出産時)に 1人につき50万円を支給します。 	保険年金課	0868-66-1115
14 f	制度	定期予防接種の費用助	乳幼児から高校生	お子さんの健康を守るために、法律で決まっている(定期)予防接種は無料で受けるこ	健康推進課	0868-66-1195
		风		とが出来ます。 接種を受ける場合はかかりつけ医にご相談ください。		
15 f	制度		1歳から中学校卒業まで	インフルエンザの予防接種費用の一部を助成します。	健康推進課	0868-66-1195
		接種の費用助成		※久米郡医療機関のみ ■接種期間		
				■按理期间 10月1日から1月31日		
				■助成金		
16 /	生II IE	フフレキナッ/ のカサーヘ		1回目1,990円 2回目1,390円 妊婦一般健康診査・妊婦担害決権者・妊婦血液検査・妊婦クラミジア抗原検査・R群家		0060-66 1105
16	心心	ママと赤ちゃんの健診 費用の助成	工	妊婦一般健康診査・妊婦超音波検査・妊婦血液検査・妊婦クラミジア抗原検査・B群溶 血性レンサ球菌検査・先天代謝異常等検査・新生児聴覚検査・乳児一般健康診査・産婦		0868-66-1195
				健康診査が無料で受けられます。		
17 f	制度	 妊産婦歯科健診事業	<u>日</u>	※母子手帳交付時に受診券を配布します。 産前1回、産後(出産から1年以内に限る)1回の計2回、歯科クリーニングと歯科健康	健康推進課	0868-66-1195
	אונייןיי	(歯科健診費用の助成)	+3	診査時にかかる費用を補助します。		10000 00-1195
10	#u c		到	※町内歯科医療機関・津山市歯科医師会加入の医療機関に限ります。	<u> </u>	0040 44 5551
18 f	利 皮	ブックスタート・セカン ド事業	乳幼児の保護者	乳児健診のときに絵本2冊の入った布製バック、幼児健診のときに絵本を1冊プレゼ ントします。	教育委員会生涯学習課	0868-66-3086
19 f	制度		 妊産婦等(父親を含む)	^^	 福祉しあわせ課	0868-66-1129
, ,				付を受けることで、専用駐車スペースを利用できます。	, par 12 0 77 12 C 12/N	
				■利用期間 単胎児:出産後2年間(妊娠7か月~産後2年)		
				争品児・山産後2年間(妊娠7万月~産後2年) 多胎児:出産後3年間(妊娠5か月~産後3年)		
20 f	制度		妊産婦	タクシー利用料金を助成する「黄福タクシー制度」が利用できます。	くらし安全課	0868-66-1112
		成		■タクシー券の交付 母子手帳交付日	※申請は健康推進課まで	
				■助成期間	お願いします。	
				母子手帳交付日から出産予定日の4か月後の月末まで		
21 f	制度	子育て短期支援事業	児童福祉法に定める「児童」	家族の介護、看護、急な入院、第2子の出産などでお子さんを見てくれる人がいない、		0868-66-1618
		(ショートステイ)		育児疲れなど…さまざまな事情によりお子さんの養育が一時的に困難になったとき、 7日間を限度に児童養護施設でお預かりする制度です。		
				■児童養護施設 立正書華学園		
				立正青葉学園 (津山市西寺町77 0868-22-2317)		
				わかば園		
				(津山市二宮570−1 0868-28-0610) ■費用(1人1日につき)		
				生活保護受給世帯に属する児童 0円		
				市町村民税非課税世帯に属する児童(2歳未満) 1,100円 市町村民税非課税世帯に属する児童(2歳以上) 1,000円		
				その他の世帯に属する児童(2歳未満) 5,350円		
		÷	_		į.	i
				その他の世帯に属する児童(2歳以上) 2,750円		

令和7年度 子育て支援プラン 詳細Ver.

V 1 ~ 1	г.: /\	+144+144 -]7年度 子育て支援プラン 詳細Ver.	1m (1/=m	\±/\b \L
NO 22	<u>区分</u> 施設	支援事業名 子育て支援センター	対象者 乳幼児期	支援内容 中央、旭、柵原の各地域に子育て支援センターがあります。育児不安などの悩み相談、子育てサークルへの協力など、子育て家庭に育児支援を行います。 ■開設日 祝日を除く月曜日から金曜日 ■開設時間 午前9時30分から午後3時30分まで (電話相談は午前9時から午後4時30分まで)	担当課 教育委員会教育総務課	連絡先 0868-66-2873
23	制度	親子クラブ	妊娠中の方及び乳幼児とその保護者	(電話相談は午前9時から午後4時30分まで) 就学前の子を持つ親同士の交流の場です。消防署見学やいちご狩り、料理教室などの 活動を行っています。 美咲町は、10人以上の団体に対し、活動費を助成しています。	こども笑顔課	0868-66-1618
24	施設 施設	保育園	乳幼児	美咲町には公立の保育園が4カ所あります。 中央地域には「中央かめっこ保育園」、旭地域には「旭保育園」、柵原地域には「柵原西保育園」「柵原東保育園」があり、それぞれ質の高い保育サービスを受けることができます。英語指導員を派遣するなど、幼少期からの英語教育に力を入れています。 ■開園時間 午前7時15分から(土曜日は午前7時30分から)	教育委員会教育総務課	0868-66-2873
25	制度	延長保育	乳幼児	公立保育園4園で実施しています。 ■利用料金 200円/1回 ■対応時間 午後7時00分まで(土曜日は延長保育なし)お子さんをお預かりしています。	教育委員会教育総務課	0868-66-2873
26	制度	一時保育	乳幼児	中央かめっこ保育園、旭保育園、柵原西保育園で保護者の方の都合に応じてお子さんをお預かりしています。 ■利用料金 ・町内在住在勤者 1,800円/日、950円/午前、850円/午後 ・町外在住者 3,000円/日、1,550円/午前、1,450円/午後 ※育児支援サポート保育サービス事業利用の場合 ・町内在住在勤者 200円/1時間 ・町外在住者 300円/1時間	教育委員会教育総務課	0868-66-2873
27	制度		妊娠中の方、4歳未満のお子さんを在宅で 保育している保護者	マイ保育園を登録することで、育児相談や育児体験、一時保育を3回まで無料で利用することができます。 ※ご利用についての詳細は保育園にお尋ねください。	教育委員会教育総務課	0868-66-2873
28	制度	保育料の減免	保育園児	■補助額 <3歳児以上、非課税世帯の3歳未満児> 無料 <0歳から2歳> 第1子 国の定める保育料の65%以下の保育料 第2子 第1子の1/4の保育料 第3子以降 無料	教育委員会教育総務課	0868-66-2873
29	施設	児童館	18歳未満	中央児童館・柵原児童館を運営しています。 ■開館時間 午前10時から午後6時30分まで ■利用料 無料	こども笑顔課	0868-66-1618
30	制度			※小学校入学前までは保護者同伴での利用が必要です。 通学に係る自転車購入費を補助しています。 生徒1人に対して12,000円 ※就学年次の1回に限ります。	教育委員会教育総務課	0868-66-2873
31	制度	スクールバスの運行	小学生・中学生	※居住地がスクールバス運行区域の場合は、補助は受けられません。 町内の学校への通学には、スクールバスを利用できます。※ただし、通学距離、学校区によっては徒歩または自転車通学となります。	教育委員会教育総務課	0868-66-2873
32	制度	放課後子ども教室 (寺子屋、キッズトライ アングル)	小学生、中学生	みさきスタイルこども応援事業の取り組みの一つで、放課後の時間を利用して、児童・ 生徒が自主的に宿題や自らの課題に取り組む活動です。地域の大人たちが学習活動 のサポートに参加してお子さんたちの活動を支えています。	教育委員会生涯学習課	0868-66-3086
	制度		小学生、中学生地域住民、団体等、学校	みさきスタイルこども応援事業の取り組みの一つで、多様な経験や技術をもつ地域住民や団体等の協力を得て、体験学習や実社会につながるプログラム等を、土曜日等に実施して、子どもたちの育ちを支援しています。 ■活動事例 キャンプ、ウォーキング大会、工場見学、そば打ち体験、フラワーアレンジメント、餅つき、一日消防士体験、寺修行 みさきスタイルこども応援事業の取り組みの一つで、多くの幅広い層の地域住民、団体等の参画により、緩やかなネットワークを形成して行う、地域と学校のパートナーシップに基づいた双方向の「連携・協働」を推進する体制です。地域学校協働活動推進員が企画・調整役を担い、町内各学校で特色ある活動を行っています。 ■活動事例 授業等の学習支援、部活動指導補助、学校行事支援、学校内の環境整備、登下校の見守り、放課後学習支援	教育委員会生涯学習課	0868-66-3086
35	制度	家庭教育支援事業(親育ち応援学習プログラム)		みさきスタイルこども応援事業の取り組みの一つで、子育てに関わる幅広い世代の方を対象にした「親育ち」を支援するために、「親育ち応援学習プログラム」を実施しています。「家庭教育支援チームみさき」のメンバーを進行役として、子育てにかかわる共通の課題について、一緒に考える機会を設けています。保育園、学校、企業等で利用されており、保護者同士のつながりの場としても役立っています。		0868-66-3086
36	制度	遠距離通学者の定期乗 車券購入費補助	美咲町在住の中学生・高校生	■対象 路線バス(運賃が400円から1,000円区間)の定期券を購入する場合 ■補助額 定期券運賃の半額	くらし安全課	0868-66-1112
37	制度	就職定住促進祝金	次のすべての要件を満たす方 1. 新規学卒後1年以内に就職した40歳未 満の者 2. 引き続き3年以上美咲町に居住する意 思がある	■祝金 5万円	住民生活課	0868-66-1114
38	制度	みさきっこたいいく教 室	4歳から小学校6年生まで	マット運動、跳び箱、鉄棒などの体操の基本的な運動を通して、基礎的運動能力を身につけるとともに、体を動かす楽しさを感じ、挑戦意欲や前向きな姿勢を育てます。また、同世代と交流することで、仲間意識やコミュニケーション能力の育成を図ります。	教育委員会生涯学習課	0868-66-3086
39	施設	親子ひろば わくわく	就学前のお子さんと保護者の方	小学校就学前のお子さんとその保護者の方の遊びや交流、子育て相談、子育てに関する情報提供の場。アルネ・津山3階の「おもちゃ大使館」(株式会社おもちゃ王国が運営する小学生以下の親子向けの有料遊戯施設)内に設置されており、アスレチックや知育玩具も無料で利用できます。 ■利用可能時間 午前10時から午後4時まで	こども笑顔課	0868-66-1618
40	施設	一時預かりルーム にこにこ	生後6か月から就学前まで	一時的に保育ができない場合や在宅での保育ができない場合、保護者がリフレッシュ したい場合などに、原則4時間まで一時預かりが可能です。アルネ・津山 ■利用可能時間 午前9時から午後6時まで	こども笑顔課	0868-66-1618
41	施設	図書館	どなたでも	津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町それぞれの図書館で借りた資料 (本・雑誌・CD・DVDなど)は、借りた図書館以外でも返すことができます。また、電子 書籍の利用が可能です。	教育委員会生涯学習課	0868-66-3086
42	制度	病児保育	生後7か月から小学校6年生まで	 お子さんが病気の際、自宅での保育が困難な場合に医療機関で一時的に保育します。 ■対象施設 こどもデイケアルーム「さくら」(松尾小児科)ほか、県内相互協定により利用できる医	こども笑顔課	0868-66-1618

令和7年度 子育て支援プラン 詳細Ver

				17年度 子育て支援プラン 詳細Ver.		
<u>NO</u> 43	制度	<u>支援事業名</u> ファミリー・サポート・セ ンター事業	対象者 小学校6年生まで	支援内容 「子育てを手伝ってほしい人(依頼会員)」と「子育てを手伝いたい人(提供会員)」が会員になり、お子さんを一時的に預かる、送迎する等の支援を行っています。あらかじめ、会員登録が必要ですので、事前に登録をお願いします。 ■利用料金 平日 午前7時から午後7時 500円/1時間 上記以外 700円/1時間 土日祝日・年末年始 700円/1時間 軽度の病児 700円/1時間 その他、おやつ代、送迎の交通費等の実費がかかります。	担当課 こども笑顔課	連絡先 0868-66-1618
44	制度		家事・育児等に対して不安や負担を抱える 子育て家庭		こども笑顔課	0868-66-1618
45	制度	結婚新生活支援事業	1.夫婦ともに町内に居住し、入居する住宅 に住民登録をしていること 2.令和7年1月1日以降に婚姻した夫婦 3.夫婦ともに婚姻日における年齢が40歳 未満 4.世帯所得500万円未満の世帯	1.住宅取得費用 2.住宅リフォーム費用	こども笑顔課	0868-66-1618
46	制度	新婚向け 家賃の助成 事業	次のすべての要件を満たす夫婦 1. 婚姻届出後1年未満 2. 町内に住所を有し夫婦のいずれかが4 0歳未満 3. 町の認定する住宅に入居 4.夫婦のいずれも公務員でないこと	■支給期間 交付決定の翌月から3年間 ■助成額 月額1万円(上限) ※町有やなはら住宅入居の場合は月額5,000円。	住民生活課	0868-66-1114
47	制度	結婚定住促進祝金	次のすべての要件を満たす夫婦 1. 婚姻日から1年以内 2. 夫婦のいずれかが40歳未満 3. 婚姻前から夫婦のいずれかが美咲町に住所を有する 4.婚姻届出後は夫婦で美咲町を生活の本拠として3年以上居住する意思がある	■祝金 5万円	住民生活課	0868-66-1114
48	制度	新築木造住宅普及促進 事業		■対象 各年度の3月末までに現地確認が可能な住宅(※申請受付は4月1日から2月末まで) ■補助額 1戸につき55万円 ※美咲町内の建築業者が施工又は美咲町内の岡山県木材業者等登録簿に登録されている製材業者及び納材業者から納品された木材を使用した住宅を取得する場合は、1戸当たり25万円を加算します。(最大80万円) ※岡山県の補助事業「おかやまの木で家づくり支援事業」と併用ができます。(補助額:最大32万円)	産業観光課	0868-66-1118
49	制度	分譲団地購入補助金	分譲地購入者	町が整備した戸建て住宅用分譲地(王子団地、西川清水団地)を購入する場合に分譲団地購入費を補助します。 ■補助額 3.3㎡当たり5,000円。ただし、町内の建築業者等に発注し住宅を新築した方は、3.3㎡あたり10,000円。	地域みらい課	0868-66-1191